

リビア介入と国際秩序の変容 ——例外状況による重層化——

高橋 良輔

はじめに——リビア内戦の三つの顔

二〇一一年一〇月二三日、リビアの国民暫定評議会は中部の都市シルテの陥落と前指導者カダフィの死亡を受けて、全土の解放を宣言した。そこでは、二月一五日のデモに端を発した内戦に加え、四二年間続いた独裁政権の終焉が確認される。それはまた、三月一九日以降七ヵ月にわたった北大西洋条約機構（NATO）の空爆作戦の完了も意味していた。

こうしてみると、リビア内戦には少なくとも三つの局面があったことがわかる。第一に、それは伝統的な部族間の勢力争いであった。反政府勢力に加わった部族の多くは、指導者カダフィと一部の部族による富や権力の独占に不満を募らせていたと言われる。その点では、八ヵ月におよぶ内戦は、抑え込まれていた国内の権力闘争の噴出にほかならない⁽¹⁾。かつてトマス・ホッブズは、共通権力がなくところでは「人間の生活は、孤独で、まずしく、険悪で、残忍で、しかも短い（ホッブズ 一九五四：二〇四）」と述べた。同じ懸念は、解放宣言がまず国民の結末を呼びかけ、イスラム法の優先を掲げたところにもこだましている。長きにわたる独裁の後、新たな社会統合の基盤は宗教的権威に求められたのだった。

第二に、この内戦は「アラブの春」と呼ばれる一連の反政府デモの帰結であった。騒乱のきっかけが、港湾都市ベンガジにおける人権活動家の釈放要求だったことは、おそらく偶然ではない⁽²⁾。数日で首都を含む複数の都市に伝播した大規模な抗議行動は、都市部の住民に抱かれていた民主化への期待をうかがわせる。ジョン・ロックは、君主が恣意的な意思を押し通し、立法府が信託に反して行動した場合には、政府が内部から解体されることを認めていた⁽³⁾。この内戦を、そうした抵抗権の再演とみなすこともできよう。

(1) 内戦のこうした側面は、二〇一二年三月六日に東部の有力部族や軍閥指導者が自治を行うことを決定し、「キレナイカ暫定評議会」の発足を宣言したところにも示されている。

(2) 古代ギリシア時代に植民都市として建設されたこの都市は、カダフィ大佐が起こした一九六九年の革命までトリポリと並んでリビア連合王国の首都であった（複都制）。

(3) (ロック 1690 = 1968: 213-244.)

そして第三に、それは国際連合の人権理事会決議S—15（二〇一一年二月二五日）⁽⁴⁾、安全保障理事会決議一九七〇（同年二月二六日）および一九七三（同年三月一七日）の対象となり、NATOの軍事介入をともなった国際紛争であった。第一の局面が部族間の権力闘争であり、第二の局面が政府と人民の関係の再編成だったのとは違い、これらの決議は政府による自国民への暴力を国際問題とみなしている。実際、決議一九七〇では、一般市民への攻撃が「人道に対する罪と同然」と指摘され、国際刑事裁判所の検察官に付託された⁽⁵⁾。また決議一九七三は、事態を「国際の平和および安全に対する脅威」に認定し、文民の保護および飛行禁止を遵守させるための「必要なあらゆる措置 all necessary measures」を加盟国に認めている⁽⁶⁾。両決議は、「平和に対する脅威、平和の破壊及び侵略行為に関する行動」を規定した国際連合憲章第七章に基づく行動を呼びかけ、NATOの空爆作戦に「合法性」をもたらすことになった。

本稿ではこの第三の局面を取り上げ、国際政治哲学の観点からリビア介入の意義を検討する。もちろんその中長期的なインパクトを確定するためには、今後の事態の推移と綿密な実態調査を待たねばならない。むしろここでは、その現代性を明らかにするため、これまでに蓄積されてきた国際秩序論に立ち返って考察を行う。以下では、(1) まず国際秩序をめぐる問いの位相を確認し、(2) 介入に相反する意味をもたらす二つの秩序観を対照する。(3) 国際介入の正当化に関する議論からは秩序の構成原理が浮かび上がるが、(4) 冷戦期の諸言説を検証することでその政治的スペクトルを精緻化したい。(5) 最後に、今日のリビア介入を一種の例外状況として位置づけ、そこに生成しつつある国際秩序の重層化と摩擦を展望する。

1. 国際秩序をめぐる問い——理想の秩序と可能なふるまい

国際秩序を考察するとき、そもそも秩序とは何かという問題を避けることはできない。例えばマックス・ヴェーバーは、何らかの原則に従って行為がとられる社会関係を秩序と呼び、原則が相当程度にまで守られている場合にだけ秩序の効力を認めた。その理解社会学によれば、目的合理的な動機だけで守られている秩序は不安定化しやすく、行動原則が内面化・慣習化さ

(4) (UN Human Rights Council 2011: A/HRC/RES/S-15/1.) この声明は、「リビア政府の高いレベルからの一般市民に対する戦闘行為および暴力の明白な扇動は受け入れられず」、その事態を「人道に対する罪と同然である」と強く非難した。こうした姿勢は、その後の安全保障理事会の決議にも継承されている。同声明は、国連広報センター HP で参照できる。http://unic.or.jp/security_co/other.htm

(5) (UN Security Council 2011a: S/RES/1970.) 同決議では、「一般市民に対して現在行われている広範かつ組織的な攻撃は、人道に対する罪と同然でありうる」と述べられ、国際刑事裁判所への付託、武器禁輸、渡航禁止、資産凍結、指定基準、新たな制裁委員会の設置、人道的支援、継続的な取組み等が決定された。

(6) (UN Security Council 2011b: S/RES/1973.) 同決議では、リビア当局が決議一九七〇を遵守していないことへの憂慮が示されたうえで、文民の保護、飛行禁止区域、武器禁輸の執行、飛行禁止命令、資産凍結、措置の指定、専門家パネルの設置、継続的な取組み等が決定された。

れるほど秩序は安定する。さらに、理想や義務、人々に受容られた正統性をともなう権威のもとでは、秩序はいっそう強固になるのであった⁽⁷⁾。

たしかに国際秩序において、いかなる原則・目的が受容されているのかを表す正統性と、その原則・目的がどの程度の効力をもつのかを示す有効性は、構成的概念である。イアン・クラークによれば、「正統性の中核となる原則は、誰が国際関係に参加する資格があるのか、また彼らのふるまいの適切な形式についての基本的で社会的な同意を表す (Clark 2005: 2)」。国際的正統性は、①国際社会の歴史の本質を構成し、②諸国家のふるまいをかたちづくり、③国際秩序に安定性をもたらしてきた⁽⁸⁾。規範的に見れば、国際秩序の変容とはその時代の国際政治を規定する正統性の変化にほかならない。

他方、国際秩序の有効性は、原則や目的の実現可能性と結びついている。一九八〇年代初頭、「国境を越える義務」を考察したスタンレー・ホフマンは、政治学者のアプローチと哲学者の考察を慎重に区別し、『『何がなされるべきか』という問題以上に、『なされるべきことにいかに到達できるか』という問題に関心』を向けた⁽⁹⁾。マックス・ヴェーバーの結果倫理を振り返るまでもなく、政治的行為では目的の正しさとともにその現実性が問われる。国際秩序をめぐる問いもまた、あるべき理想の秩序像と実行可能なふるまいとの緊張関係のもとで展開されてきた。

なるほどこの緊張関係は、今日まで国際秩序論の参照点となっているヘドリー・ブルの国際社会論を強く規定していた。一方で、彼は社会秩序を「一定の目標や価値を促進するような社会生活の配列 (Bull 1977: 3f. = 2000: 4)」と定義し、社会生活の目標として、①生命、②信義、③財産を挙げた。暴力に対する安全の確保・合意の遵守・所有の安定といった価値は、社会生活において「基本的 elementary」かつ「普遍的 universal」目標とされる⁽¹⁰⁾。しかし他方で、国際秩序にこの枠組みを適用するとき、彼はそれを歴史的事実によって補完した⁽¹¹⁾。秩序の有効性

(7) (Weber 1921: 55 = 1972: 51) また権威と正当性の関係については、(高橋 2003) を参照。なお本稿では legitimacy に正統性、legitimate に正統化、justification には正当化の訳語をあてた。

(8) (Clark 2005: 245f.)

(9) 当時、ホフマンはジョン・ロールズの正義論の国際関係への応用について、現実との乖離を批判していた。「哲学の領域に侵入したくない理由の最後は、哲学者が政治倫理を扱う場合、その成果が必ずしも常にかんばしいとは限らない、と筆者が感じているからである。国際関係における倫理に関する純理論的な議論のなかには、筆者に戸惑いを与えるようなものもある。」(Hoffmann 1981: 1 = 1985: 2f.) こうした批判は、のちにロールズ自身が提示した「万民の法」の構想にも向けられている。(Hoffmann 1995)

(10) (Bull 1977: 4f. = 2000: 5) 今日ではこれらの基本的価値の普遍化自体にアングロ・サクソン流の思考のバイアスを指摘できるかもしれない。ただしブル自身は、自然法理論のようにその拘束力を過大視することを慎重に斥けている。

(11) ブルは、国際秩序の「原像」を近代ヨーロッパの歴史のなかから抽出し、こう述べていた。「ただ、グロテュウスの国際社会観が、つねに、主権国家システム思想に存在してきたことを考慮すること、また過去三世紀から四世紀の間にそれが経てきた変容を一般的な言葉で示唆するだけで十分である。」(Bull 1977: 26 =

を確認するもっとも着実な方法は、歴史的に成立した既存の秩序を分析することである⁽¹²⁾。ブルの研究には世界秩序と国際秩序の双方が埋め込まれているが、そこには、未来に生成すべき秩序と過去に存在してきた秩序との緊張関係が浮かび上がっていた⁽¹³⁾。

2. 覇権主義と立憲主義——二つの秩序のパースペクティヴ

もっとも、歴史的に成立した国際秩序においても、正統性と有効性は必ずしも一致していたわけではない。ジャンセニストであったブレーズ・パスカルは、「正しいものが服従を受けるのは当然であり、もっとも強いものが服従を受けるのは必然である」と述べ、力と正義の相違を浮き彫りにしている⁽¹⁴⁾。彼はさらに、「力のない正義は無効であり、正義のない力は压制である」と喝破して両者の関係を抉り出した。これを敷衍すれば、正義は秩序に正統性を与え、力は秩序に有効性をもたらす。国際秩序の変容の軌跡は決して単純ではないが⁽¹⁵⁾、権力と正統性のいずれを秩序の基盤に見出すかによって、介入の評価も大きく分かれることになる。

この点では、戦争と平和のあり方を権力分布に従って類型化したレイモン・アロンの理論が示唆に富む。彼によると、平和は権力に基づいており、そのあり方も力関係と表裏一体であった。

私は、平和の類型を三つに区別する。平衡 (*equilibrium*)、覇権 (*hegemony*)、帝国 (*empire*) である。所与の歴史的空間のなかでは、諸々の政治的単位がもつ諸力は、均衡のもとにあるか、そのなかの一つによって支配されているか、あるいは、それらの一つの圧倒的優位のもとにある。最後の場合には、一つを除くあらゆる単位の自律性が失われ、政治的決定の中心ではなくなってしまう。帝国国家 (*imperial state*) は、結局、正統な暴力の独占を自らに確保する。(Aron 1966: 151)

アロンにとって、平和は競合する政治的単位のあいだの暴力の継続的な停止を意味した。ここでは、権力の配分状況が平和のあり方を決定する。

そのため彼は、平和の諸類型には戦争の異なる形態が対応するとも述べた。

戦争の政治的観念によれば、「完全な」戦争は国家間 (*inter-state*) で戦われる。それは、

2000: 35)

(12) カール・シュミットによるヨーロッパ公法秩序の分析は、こうした懐古的な国際秩序構想の典型例である。

(Schmitt 1950=2007) その国際秩序論を描き出した労作として(大竹 二〇〇九)を参照。

(13) 彼は国際秩序を包含するべき世界秩序への展望を必ずしも手放さなかったが、それを十分に展開することはなかった。ブルにおける秩序と正義の関係を問い直した論考として(ペイン2007)を参照。

(14) (パスカル 一九九〇: 一二八)

(15) (高橋2011)では、政治思想における国際秩序観の変容を素描している。

互いに存在と正統性を承認している政治的単位のあいだの紛争である。より高い水準で特定の交戦国やある国家構造の除去をその目的、原点、帰結としている場合を、私たちは、*超国家的 (super-state)* ないし *帝國的 (imperial)* な戦争と呼ぶべきだろう。そして国家的であれ帝國的であれ、ある政治的単位の維持ないし解体を目指す場合を、*国家内 (infra-state)* ないし *帝国内 (infra-imperial)* の戦争と呼ぼう。(Aron 1966: 155)

権力の平衡が保たれているところでは、国家は戦争のさなかにも互いの存在を認め合う。だが覇権のもとでは、戦争の目的は交戦国やその国内構造の除去におかれる。さらに帝国では、政治的単位それ自体の維持や解体をめぐる内戦が戦われてきた。構造化された権力分布は、国際秩序のあり方に加え紛争の形態と目的も方向づける。(表1)

表1 平和と戦争の3類型

平和の類型	権力の分布	戦争の類型	戦争の目的
平衡	ほぼ均等	国家間	存在と正統性の相互承認
覇権	一国の優位な影響力	超大国的・帝國的	特定の国家・国内構造の除去
帝国	一国以外は自律性を喪失	国家内・帝国内	政治的単位の維持や解体

(Aron 1966: 150-154) をもとに筆者作成

このパースペクティブでは、介入は征服ではなく処罰すべき劣位の外国に対して実施される⁽¹⁶⁾。平衡のもとでは、国家間戦争は相互承認を前提とし、武力行使が交戦国の存在と正統性を損なうことはない。また帝国では、武力は政治的単位の維持や解体をめぐる行使され、内戦は属領の鎮圧か帝国の分裂へと至る。これに比べて介入は、当該国の政府との交渉でも国土の占領でもなく、国内の統治構造の転換をもたらす。それは明らかに対称紛争ではなく、また征服も目指すことのない覇権的な武力行使だったのである。

実際、採択された安保理決議は、リビア当局による文民への攻撃を強く非難し、国際刑事裁判所への付託を決定していた。このことから、決議のわずか数日後に始まった武力行使に、懲罰的な意味を見出すことは難しくない。またカダフィ大佐の住居を狙ったNATOのミサイル攻撃(二〇一一年四月三〇日)は、明らかに国内の統治構造の除去を目指していた。それゆえ権力に基づく秩序観では、この介入は覇権主義の発露以外の何物でもない。

だがその一方で、介入は必ずしも覇権国家の単独行動ではなかった。国連安保理が設定した飛行禁止空域の強制は、国際規範の執行という正統性を付与されていた。つまり、それは正統とみなしうる武力行使でもあった。アロンとは対照的に、「権力の抑制」に注目して国際秩序を類型化したジョン・アイケンベリーの理論を通じて、こうした事態を秩序論へ変換できる。ブルの国際秩序論も参照しつつ、彼は次のように政治秩序を定義する。

(16) (Aron 1966 = 328)

……「政治秩序」とは、「国家グループを統括するに当たって必要とする取り決め」を意味している。この取り決めの中には、政治秩序の基本的なルール、原則、制度が含まれる。政治秩序は、システムの基本的な組織構成的取り決めが合意され、制定されたときに確立される。逆に、そうした取り決めの正統性に異論が出され、覆され、あるいは混乱に陥るとき、秩序は崩壊する。(Ikenberry 2001 = 2004: 25)

アイケンベリーによれば、国家間の政治秩序のもっとも重要な理念型は、①勢力均衡、②覇権、③立憲主義の三つである⁽¹⁷⁾。これらの秩序は、国家間の権力分布だけではなく、「権力集中の抑制」によっても区別できた。(表2)

表2 国際秩序のタイプ

	組織構成の原理	「パワー集中」の抑制	安定源
勢力均衡型	無秩序	均衡復元への連合	勢力均衡
覇権型	階層制度	なし	「パワーの優位」
立憲型	法の支配	拘束的制度	「パワーへの報酬」の制限

(Ikenberry 2001=2004: 28) をもとに筆者作成

まず無秩序を構成原理とする勢力均衡型の秩序では、権力の集中に対抗して暫定的な国家連合が構築され、力の均衡が秩序に安定をもたらす。それは各国が強大な国家の支配を免れ、生き残りを求める結果であった。これに対して覇権型の秩序では、諸国は階層制度に組込まれ、政治的権威は中央に集中する。そこでは、まさに権力の優位それ自体が秩序の安定源となる⁽¹⁸⁾。そして新たに追加された立憲型の秩序は、「合意の上に成り立つ法的、政治的制度を中心にして組織される政治秩序 (Ikenberry 2001 = 2004: 31)」であった⁽¹⁹⁾。

この立憲主義のパーспекティヴでは、リビア介入は「保護する責任」という国際規範の

(17) (Ikenberry 2001 = 2004: 26-33) なおアイケンベリーの秩序類型もまた、一八一五年からのウィーン体制、一九一九年に構築されたヴェルサイユ体制、一九四五年に始まる西側の戦後体制といった歴史的事実性から引き出されていることは、国際秩序論の歴史的性格を示すものである。

(18) アロンは覇権と帝国を慎重に区分したが、アイケンベリーは帝国を階層秩序のもっとも極端な形態とみている。なお本稿では、帝国秩序やコスモポリタニズムは十分に取り上げていない。(Hardt and Negri 2000 = 2003) の〈帝国〉論に見られるように、それはグローバリゼーションにともなう覇権主義と立憲主義の融合という形態をとる。また (Ignatieff 2003 = 2003) が提起した「軽い帝国」や人道主義的帝国についても、別途検討の機会をもちたい。(Douzinas 2007) (Barnett 2011) も参照。

(19) 立憲型の秩序では、各国は基本的な合意に基づいて秩序に参加し、確立された制度やルールがむき出しの権力行使を抑制する。共有されたルールや制度はより広範な政治システムのなかで保護され、そこに政治的な経路依存性が生じてくる。このとき強大国は権力への報酬を制限されるが、その力の優位は持続的制度的なかに埋め込まれていく。逆に中小国は、秩序に参加することで、強大国の権力に直接に対峙するリスクを抑えることができる。

執行とみなされる。二〇〇〇年に干渉と国家主権に関する国際委員会（ICISS）によって提起されて以降、「保護する責任」は国連の世界サミット成果文書（二〇〇五年九月）に盛り込まれ⁽²⁰⁾、さらに安保理決議一六七四（二〇〇六年四月）等で確認されてきた⁽²¹⁾。リビア介入の「合法性」を支えた決議一九七三でも、文民保護を謳った決議一七三八（二〇〇六年一月）⁽²²⁾への言及がある。正統性に依拠する秩序観では、この介入は過去一〇年間に生成してきた新たな原則を執行する立憲主義を示していた。

こうして権力に基づく秩序観と正統性に依拠する秩序観のあいだで、リビア介入の意義は大きく振幅する。その両義性は、現下の国際秩序が覇権型なのか、立憲型なのかという構造的問いを惹起せずにはおかない。おそらく、介入がNATOという一つの軍事同盟によって遂行されたこともまた、この問題を先鋭化させる一因であろう。

しかも介入を立憲主義によって正統化できたとしても、その軍事行動は必ずしも普遍的正義の履行と同義ではない。冷戦期に多国間外交を実践したヘンリー・キッシンジャーによれば、国際秩序の正統性は大国間の合意以上のものではなかった。

……一般的に言って、安定は、平和の探求からもたらされたのではなく、あまねく受け入れられている正統性によってもたらされたものと言えるだろう。ここで使われた「正統性」という言葉は、正義と混同されてはならない。それは実行可能な諸解決の内容、それに外交政策の許される目的およびその手段についての国際的な合意を意味しているにすぎない。つまり、あらゆる主要大国による国際秩序の枠組みの承認を意味するのである……正統性にもとづいた秩序においては、戦争が不可能なのではなく、戦争の範囲が限定されるということである。戦争は起こるかもしれないが、戦争は存在する体制の名のもとに斗われ、そのあとに来る平和は「正統性」つまり、一般的合意をよりよく表したものとして正当化されるのである。（Kissinger 1957=2009: 2）

国際秩序で見出される正統性は、必ずしも普遍的正義と同じではない。そこに成立する国際規範は定言命法ではなく、「もし大国が合意している場合には……」という条件付きの仮言命法になってしまう。

こうして「保護する責任」が、新たな国際規範として正統性の源泉になるとしても、その有効性には、依然として大国の合意という留保条件が課される⁽²³⁾。「人は正しいものを強

(20) (UN General Assembly 2005: A/RES/60/1) この文書では、一三八項・一三九項で「大量殺戮、戦争犯罪、民族浄化および人道に対する犯罪から人々を保護する責任」が記述され、国際社会の責任が明記された。

(21) (UN Security Council 2006a: S/RES/1674.) この決議では、二〇〇五年の世界サミット成果文書一三八項・一三九項が再確認された。

(22) (UN Security Council 2006b: S/RES/1738.)

(23) こうした国際的正統性の「限界」は、二〇一一年一月に始まり、多数の死傷者を出しているシリア騒乱に

くすることができなかつたので、強いものを正しいとしたのである（パスカル 一九九〇：一二八）」というアイロニーは、まさに国際秩序の正統性に妥当してきた。このためリビア介入の今日的意義を明らかにするためには、国際介入の正当化をめぐる議論から、国際秩序の原理へと遡行することが必要なのである。

3. 国際介入の論理——秩序原理への遡行

国際介入がいかに正当化されるかという問題をめぐっては、かねてより多くの議論が交わされてきた。すでに九〇年代半ばには、ジーン・リヨンズとマイケル・マスタンドゥノがその正当化 (justification) を七種類に区別している。一方には純粋なリアリズムに近い、(1)力は正義、(2)自己保存があり、他方には純粋なグローバリズムに近い(7)世界的な統治機関、(6)普遍的な価値や原則がある。彼らによれば、歴史のなかで介入の正当化は次第に純粋なリアリズムから脱し、今日では(3)従属国の同意、(4)従属国の統治機関の崩壊、(5)国際共同体の同意等による正当化を見出すことができる⁽²⁴⁾。(表3)

表3 国際介入の正当化

純粋なリアリズム		現代の国際社会			純粋なグローバリズム	
(1) 力は正義	(2) 自己保存	(3) 従属国の 同意	(4) 従属国の 統治機関の 崩壊	(5) 国際共同体 の合意	(6) 普遍的な 価値や原則	(7) 世界的な 統治機関

(Lyons and Mastanduno 1995: 261)

たしかに前節でみた覇権主義と立憲主義の隔たりは、このスペクトルと重なり合う。権力による秩序は純粋なリアリズムと通底し、逆に正統性による秩序はグローバリズムと親和性をもつ。覇権に基づく介入は「力は正義」という話法で正当化され、立憲主義に依拠する介入は普遍的な価値や原則、世界的な統治機関に訴えるだろう。事実、生成すべき秩序のあり方と実現可能なふるまいとの隔たりは、国際秩序を安定させてきた不干渉原則と人道的介入が実現を目指す人権規範との矛盾をしばしば示唆してきた。

こうした視点をとるとき、一つの基準点になるのはやはりブルの『アナーキカル・ソサエティ』（一九七七年）である。彼は、国際秩序を「主権国家から成る社会の主要な基本的・普遍的目標を維持する国際的な活動の様式ないし傾向」とし、その基本的目標を①主権国家から成るシステムでもあり社会でもあるものそれ自体の維持、②個別国家の独立と対外主権の維持、③平

対して各国・国際機関の非難が相次ぐ一方で、二〇一二年九月末現在まで、十分に有効な行動がとられていないところにも表われている。

(24) (Lyons and Mastanduno 1995: 260-264) なお「力は正義」による正当化の例としては、トゥキュディデス『戦史』で描写されたメロス島におけるアテネ人の行動が挙げられている。

和という目標（国際関係の通常の状態としては戦争が存在しないこと）、④社会生活の共通目標である暴力の制限・約束の遵守・所有の安定においた⁽²⁵⁾。

ここで重要な点は、これらの目標のあいだに優先順位が見出されていることである。ブルによれば、③平和という目標は、②個別国家の主権・独立の維持よりも下位にあった。国家はあるときは自衛のために、また別のときには国際秩序の維持のために戦争に訴える。主権国家が構成する秩序のもとでは、平和は決して最優先の価値ではない。また②個別国家の主権という目標も、しばしば大国によって踏みにじられてきた。国際社会の管理人（custodian）を自認する大国は、ときに小国の分割や併合を通じて国際秩序の枠組みを維持しようとする。いわばそこでは、システム全体の維持が優先された。「主権国家から成る社会は、事実の上でも権利の上でも、自らが普遍的政治組織の一般的形態であり続けることを確保しようとしてきた（Bull 1977: 16=2000: 18）」。

もちろん近年強調されるように、ブルは世界秩序が国際秩序よりも広く、また根本的・原初的であり、さらに道徳的にも優先することを認めている⁽²⁶⁾。しかし同時に、秩序と正義の相克を確認したとき、彼はしばしば国際秩序の安定を人間的正義に優先した。

……国連憲章が、平和と安全の維持よりも、むしろ、人権をもっと重視するとすれば——、何が人権であり、どのような優先順位の序列に人権が並べられるべきであるかについて、何も合意がない状況においては、その帰結は、ただ、国際社会を損なうだけであろう。主権国家から成る社会が……国際秩序は人間的正義に優先するというその信念を示すのは、まさにこの点においてである。（Bull 1977: 85=2000: 111）

例えば、彼は南アフリカのapartheidを国連安保理で「平和に対する脅威」として扱うことには懐疑的であった。すべての大国を含む国際社会の合意がない場合、介入は秩序を損ない平和を脅かす⁽²⁷⁾。その他の価値を実現する前提条件として秩序を重視したブルは⁽²⁸⁾、人間的

(25) (Bull 1977: 16-19=2000: 20f.) 特に第四の目標は、国際社会では国家による暴力の独占・合意に基づく条約の拘束性・主権の相互承認というかたちをとると考えられた。

(26) (Bull 1977: 21=2000: 24)

(27) 「たとえば、もし、国際連合内に、黒人多数派住民のために民族自決権を強制し、アフリカの黒人の政治的権利を支援するために、アフリカ南部に軍事介入することを支持する総意が、すべての大国も含めて、存在するとすれば、そのような干渉は、国際秩序にとって、いささかも脅威とはならず、あるいは、国際社会における道徳的連帯の新しい水準を確認するものとして、国際秩序をいっそう強化するとみなされるかもしれない。このような総意が存在しないところでは、逆に、対外的軍事介入の要求は、「国際的正義」と「人間的正義」の考慮ほどには、秩序を重要視していないことを意味する。……つまり、平和を脅かそうとしているのは、軍事介入の提唱者の方である。提唱者は、平和ではなく、正義の考慮によってつき動かされている、というのが本質である。」(Bull 1977: 92=2000: 119)

(28) (Bull 1977: 93=2000: 120)

義のための介入よりも国際秩序の安定を重視しがちであった。

むろんここには、人間の正義と主権国家による秩序を取って切り離し、正義より秩序を優先する慎慮がはたらいっている。だが介入を控えることは、実際には国際秩序の本質として内政不干渉の原則を受容することも意味した。実のところ、介入が国際秩序の不安定化をもたらすのは、主権国家から成る秩序それ自体を揺るがすためではない。それはむしろ、主権国家の独立という国際秩序の第二の目標と衝突する。

このため、国家の自律性を批判的に検討したチャールズ・ベイツは、ブルとは対照的に人道的介入の正当化を試みている。『アナキカル・ソサエティ』刊行の二年後、彼は「内政不干渉の原理は、それを遵守することによって国際秩序の構造を、国際社会のすべての成員が合意しない限り、いっさいの変化に応ずることなく維持し続けることになるという意味で、保守的な原理である（ベイツ 一九八九：一三五）」と喝破した。

ベイツによれば、これまで国際関係論は個人の自律性と国家の自律性の素朴な類推を受容れてきた。だが個人の場合とは違い、国家の自律性は無条件に尊重できるものではない。逆に言えば、「正義の正当な諸原理を満足させる諸制度を持った国家のみが、〔国家の〕諸目的を自律的に追求できる存在として十分な敬意に値する（ベイツ 一九八九：一一八）」の立場では、国家が公正ではなく、またそれ自身の意思で公正な諸制度を発展させる見込みもない場合には、実践上のいくつかの条件のもとで介入を容認するべきである⁽²⁹⁾。彼ははっきりと、主権国家による不正な秩序よりも人間の正義の実現を優先しようとした。

これによく似た議論は、ジョン・ロールズの『万民の法』（一九九九年）にも見出すことができる。一方でロールズは、ベイツとは違い正義の諸原理を満足させる諸制度をリベラルでない社会に強いることを避けようとした。「リベラルでない社会についても、その基本的な諸制度が政治的な正しさや正義にかんする一定の明確な諸条件を満たしており、万国民衆の社会の道理と正義に適った法へと、その国の民衆を導くものであれば、リベラルな諸国民衆はこうした社会に寛容を示し、これを受け容れるべきである。（Rawls 1999: 59f. = 2006: 84）」

だがこうした寛容は、リベラルではない社会が「良識ある decent」場合に限られていた。良識を認められるのは、平和に関する法の価値を承認し、基本的人権を尊重する国民だけである。「諸々の人権の実現は、他国から、正当な理由のある強制的介入——たとえば、外交的制裁や経済制裁による介入、また深刻な場合には、軍事力による介入——を受ける余地をなくするための十分条件（Rawls 1999: 80 = 2006: 116）」となる。だが、人権を侵害する無法国家（Outlaw States）に対しては、リベラルな諸国民は寛容を拒絶し、実力で介入することが許される⁽³⁰⁾。

(29) (ベイツ 一九八九：一三四) ここでは、干渉の実践的要件として、①正義を促すとともに、十分な情報に基づき、利己的行動に陥らない ②政治行動に対する一連の道義的制約と衝突しない ③国際政治の諸政策目標と比較勘案してその代価があまりにも高くない という三つの条件が挙げられた。

(30) 非理想的理論を展開した一三節の注では、人道的介入は次のように正当化された。「ではいったい、実力による介入が要請される場合はあるのだろうか。人権侵害行為が甚だしいにもかかわらず、当該社会がこれ

その晩年、ロールズは国家 (state) と民衆 (people) を慎重に区別したが、人権の実現を促す介入の正当化を躊躇することはなかった。

こうして国際介入は、覇権主義と立憲主義のあいだのみならず、国家主権と人権規範のあいだで根本的に異なる評価を受けてきた。それは現存する主権国家から成る秩序の不安定化として懸念される一方で、あるべき世界秩序への前進として擁護される。このときブルが見出していた秩序と正義の相克は、いわば主権原理に基づく国際秩序と人権規範に基づく世界秩序の確執へと変奏可能である。これまでこの二つの秩序の衝突は、国際秩序を過去と現在に見出し、世界秩序を未来に投影することで緩和されてきた⁽³¹⁾。しかし今日、「保護する責任」を背景に実施されたりビア介入は、こうした「先延ばし」を許さない。人道的介入の実現は、国際秩序から世界秩序への移行の徴候かもしれないのである。

4. 秩序と介入をめぐる政治的スペクトル——模索された妥協点

もちろん、社会秩序の変容は決して単線的に進行するわけではない。ここでは、アンソニー・ギデンズが提起した「構造の二重性」を想起するべきであろう⁽³²⁾。その構造化理論に則れば、国際秩序や世界秩序は主権国家や人々の行為を規定すると同時にそれによってかたちづくられる。同じことは、秩序を構成する原理・原則にも妥当する。国家主権であれ基本的人権であれ、国家や個人は規範を受容するのみならず、それを創りだしてもきた。

しかもギデンズによれば、「ほとんどの規則システムは、曖昧な「解釈」に絶えずさらされており、それゆえ規則システムの適用なり活用なりは、《異議を唱えられ》、《争い》の種となり、社会生活の生産と再生産の推移のなかでつねに変容にさらされた現在進行の過程である(ギデンズ 二〇〇〇：二一六)」。国家主権に基づく国際秩序と人権規範に基づく世界秩序との関係は、固定化された二元論によっても、不可逆的な進化論によっても捉えられない。事実、国際システムが二極構造をとっていた冷戦期には、この二つの秩序観のあいだに妥協点 (middle ground) を探るいくつもの言説が提示されてきた。

例えば、正義に対する秩序の優先というブルの判断は、冷戦期の政治的リアリストと重なり合う⁽³³⁾。ソ連に対する封じ込め政策を考案したジョージ・ケナンは、正義の実現を求める道徳家的-法律家的アプローチを批判すると同時に、アメリカ型のリベラリズムとデモクラシーを他国に押し付けることを断念するように呼びかけていた。

に制裁を課すなどして対処しない場合には、人権保護のための介入は容認できるものとなり、実際にも要請されることになるだろう。」(Rawls 1999: 94=2006: 294)

(31) (Bull 1977: 303ff.=2000: 376ff.)

(32) 理解社会学への共感的批判によれば、主体の行為は社会構造のなかでかたちづくられるが、同時にその社会構造は主体の行為によって構成される。(ギデンズ 二〇〇〇：二〇七-二二三)

(33) (Hoffmann 1986) は同様の指摘をしている。

……われわれアメリカは、他国がわれわれに似ようと努める度合いによって、他国を判断しようとする根深いわれわれの傾向を抑制し、またできるならばこれを完全に絶滅しなければならない。われわれとロシア国民との関係において以前に決して重要視されなかったからこそ、今重要なのは、われわれの制度はちがった気候と条件のもとに住んでいる人々に妥当しないこと、どうみてもわれわれのものに似ておらず、しかも非難できないような社会構造と政府形態とが存在し得るといえることをはっきりと認めることである。(Kennan 1984: 135f. = 2000: 202)

この言葉には、国際秩序の安定を重視したブルの姿勢とリベラルではない社会への寛容を求めるロールズの態度の双方を見出すことができる。

だがブル自身もそうであったように、国際秩序の優先は必ずしも正義を等閑視することではない。一九五一年の論文では、ケナンはロシアに対し、①他国と国民に対して寛容であり対話が可能で政府であること、②国内政府組織はロシア自身の問題であるが全体主義的であってはならないこと、③国民的自己主張を行う本能と能力をもった他国の人々を軛につながないことを求め、超大国に自己抑制を要請した⁽³⁴⁾。言い換えれば、国内体制への干渉を回避しつつ、国際社会の関心を引かない程度に人間的正義の保証を求めることは、かねてより決して過大な要求ではなかったのである。

他方でリベラリストを自認するスタンレー・ホフマンも、早くから介入をめぐる道義的ディレンマの存在を指摘してきた。「真の問題は、ある国家の国内的基盤が腐敗していれば、外国がそれに攻撃を加えても正当化されるのかどうかということである。国内的基盤が正統性を欠く時、その国は国際社会の成員としての権利を失うのか、と言い換えてもよい。(Hoffmann 1981: 58 = 1985: 71)」これに肯定的に応じれば、道徳的に問題のある国家への攻撃をどの国家にも容認することになり、国際秩序は混乱しかねなかった。だが否定的に応じると、すでにベイツも批判していたように、国家は構成員とは無関係にそれ自身の権利をもつと仮定することになる。秩序と介入をめぐるこのディレンマは、決して二一世紀に特有のものではなかった。

このとき彼は、専制政府に抵抗する国民の「革命の権利」と外国の「介入する権利」を峻別し、正統性原理には「二重の引照基準」があることを認めている。一方で国内的正統性は、民主シーの原則に基づいて国民と政府の一致を要求する。しかし他方で国際的正統性は、政府と国民が一致していない時も国家を正統な主体として承認してきた⁽³⁵⁾。そこには、国内政治と国際政治を深く隔てる「グレート・ディヴァイド」が横たわっている⁽³⁶⁾。介入の正統性についての公平な判定者が存在せず、それが国際社会全体に大きな影響を与えることから、当時の

(34) (Kennan 1984: 137ff. = 2000: 204-209)

(35) (Hoffmann 1981: 67f. = 1985: 82) ここでの議論はその多くをマイケル・ウォルツァー『正しい戦争と不正な戦争』(初版一九七七)に負っていた。

(36) こうした国内/国際の区別については、(Clark 1999 = 2010)を参照。

ホフマンは自治や自決のためにも軍事介入を認めなかった。

ただしその際、彼は三つの点で厳格な不干渉原則の緩和も提案している。第一に、軍事力を用いずに悲惨な国内状況に対応する国際的な人権政策を推進すること。第二に、外国への直接的な軍事介入と民族解放もしくは専制からの解放を求めて闘う人々への援助を区別すること。そして第三に、人道的介入である。

……自決ないし自治を求める闘いの過程で体制側が人民に対して残虐な行為を大規模に行うような場合、ある種の介入は正当化されることになる。それは人道的介入にほかならない。もっともそれが正当化されるのは、介入の目的が自治や自決といった原則を実現することにある場合だけである。そのように限定しなければ、行き過ぎた自力救済や一方的解釈によって介入が乱用されるからである。(Hoffmann 1981: 69f. = 1985: 85)

彼は安定を損なう直接的な軍事介入を否認したが、人道援助や自治・自決を求める人々への間接的支援、大量虐殺に対する人道的介入を、必要な措置として容認したのだった。

むろん人道的介入は、その「目的」を見るだけでは不十分であり、その性格・範囲・期間・手段等を考慮して判断されなければならない。それが認められる条件は、①体制による人民への大規模な残虐行為が存在すること、②介入の目的が自治や自決といった原則の実現にあることであった。介入は、人道上の必要性和自治・自決の実現という二つの条件を満たした場合のみ、主権原理に基づく国際秩序の例外として許容される。

なるほど、人道的介入を具体的な必要性が要請する例外状況として扱うことで、国家主権と人権規範の衝突は「棚上げ」にできる。この例外状況の特殊な役割は、皮肉にもカール・シュミットの主権論において明らかにされていた⁽³⁷⁾。彼によれば、例外は「実現すべき規範の支配と、それを実現するための方法との間に背反が存在する」ときに招来され、「法を無視はするが、それはただ法を実現するためにほかならない」という逆説がそのメルクマールである。規範を実現するための規範の無視という行為について、シュミットは「具体的な達成すべき成果という観点から必要なことがすべて正当化される」と述べた。国際秩序において国家主権を一時停止にする人道的介入の容認には、文字通り人道上の必要性に基づく例外状況の論理が浮かび上がっている。

こうして国際介入に関する諸言説は、二つの秩序観のあいだで一連の政治的スペクトルを構成してきた。①国際秩序の安定の優先 (H. プル)、②過剰な抑圧への自制の要請 (G. ケナン)、③例外としての人道的介入 (S. ホフマン)、④良識を欠く場合の介入 (J. ロールズ)、⑤正義を実現する介入 (C. ベイツ) といった主張は、国際秩序と世界秩序の懸隔を調整する知的営為の軌跡にほかならない。いわば人道的介入をめぐる議論は、その時代の国際秩序の正統性のあ

(37) (Schmitt 1921: XVIII. = 1991: 10f.)

り方を浮かび上がらせる。この意味で、リビア介入もまた今日の国際秩序の位相を明らかにする試金石なのである⁽³⁸⁾。(表4)

表4 秩序と介入をめぐる政治的スペクトル

秩序の形態					
構成原理					
人道的介入					
政治的態度	安定の優先	自制の要請	必要な例外	良識の要求	正義の実現
代表的論者	H. プル	G. ケナン	S. ホフマン	J. ロールズ	C. ベイツ

(筆者作成)

5. 例外状況としての人道的介入——新たな国際秩序の淵源

このように秩序と介入をめぐる政治的スペクトルを振り返ることで、リビア介入の現代性があらためて浮き彫りになる。国連安保理決議一九七〇は、リビア政府による文民への攻撃を人道に対する罪として認定し、決議一九七三は主権国家の領空を飛行禁止に指定した。またNATOの空爆作戦は、これらの決議を根拠とする武力行使であった。そこでは、①普遍的犯罪の認定、②国際機関による主権の停止、③軍事力による強制という三つの段階が一つのプロセスとして有機的に結びつけられている。

もっとも、これらの措置の一つ一つは必ずしも目新しいものではない。「人道に対する罪」は、第二次世界大戦後の国際軍事裁判所憲章（一九四五年調印）で提示され、さらに一九九〇年代の旧ユーゴスラヴィア国際戦犯法廷、ルワンダ国際戦犯法廷に採用されており、一九九八年には国際刑事裁判所規定七条にも明記された。また主権国家に対する飛行禁止区域の設定も、一九九一年の湾岸戦争の際の安保理決議六八八のもとで、アメリカ合衆国がイラク領空に課した先例がある⁽³⁹⁾。さらに文民保護を名目とする空爆は、すでに一九九五年のボスニア・ヘルツェゴビナや一九九九年のコソボでNATOによって実施されていた。このためイラク戦争が起きた二〇〇三年には、ドイツの哲学者ユルゲン・ハーバーマスがコソボ空爆を次のように擁護して

(38) 冷戦終結後のホフマンの言葉は象徴的である。「国内の無秩序や抑圧は、国際紛争を引き起こしうる。とくに、政府が暴力によって多くの国民を攻撃するとき、これがジェノサイド（大量虐殺）の法的定義に当たろうと当たるまいと、国際紛争の源泉になりうる。だが、その場合、武力行使にともなうすべての問題が再浮上してくるだけでなく、介入の努力を阻むべく主権があらためて強調されるだろう。」(Hoffmann 1992 = 2012: 400)

(39) ただし、決議六八八に飛行禁止空域の明示的な指定はなく、当時のイラク政府は主権の侵害として抗議している。

いる⁽⁴⁰⁾。

また同様に重要なのは、フランス、イタリア、ドイツなど当時の大陸ヨーロッパ諸国がコソボ介入への参加をどのような見通しをもって正当化 (gerechtfertigt) していたかということです。これらの諸国は、安保理が後追いで承認するだろうという期待をもって、この介入を効果的な世界市民権保護のための「先取り措置」とみなしていました——それは古典的国際法から脱却し、あのカントが目指していた「世界市民的状态」へと向かう一歩と理解されていたのです。すなわち、犯罪的政府のもとにある市民に対しては、彼ら自身の政府に抗してでも法的保護を与えるという考え方です。(Habermas 2004: 86 = 2009: 121)

ハーバーマスは、アメリカ合衆国によるイラク攻撃を、国連の安保理決議を踏まえ、攻撃の急迫性もないまま実施された国際法違反として批判する。だが同時に彼は、一九九九年のコソボ空爆を人権保護の「先取り措置」として正当化したのだった。

なるほど従来の人道的な軍事介入が「合法的ではないが、正当化しうる先取り行為」という歪んだ正当化を必要としたのに比べれば、リビア介入は〈国際規範の確認→国家主権の停止→正統な武力行使〉という一貫した手続きの産物であった。二月五日のデモの発生からわずか一カ月余りで実施された軍事介入は、無制約な国家主権と内政不干渉を原則としてきた「ウェストファリア体制」の変容を予期させる⁽⁴¹⁾。

しかしその一方で、安保理決議が再三にわたってリビアの国家主権を保証したことも見過ごすわけにはいかない。決議一九七〇・一九七三では、リビア当局が強く非難されると同時に、「主権、独立、領土保全および国の統一への強い公約」が繰り返された。そこでは、自国民や外国人を保護する責任は依然として当該国の政府に帰され、国連安保理の責務は「国際の平和および安全」にあるという従来役割分担が維持されている。さらに解放宣言を受けた決議二〇一六 (二〇一一年一〇月二七日)・二〇一七 (同年一〇月三一日) でも、国家主権への公約があらためて確認された⁽⁴²⁾。この点では、リビア介入は決して人権規範による国家主権の克服ではない。「保護する責任」の執行は、国際社会の責任としてではなく、むしろ主権国家の

(40) なお、ハーバーマスは一九九九年四月のツァイト紙への寄稿で、合衆国の覇権主義的な秩序保証人としての役割と、世界市民的な状態への移行過程を担うNATOの役割を区別しようと試みていた。

(41) 国際介入が「ウェストファリア体制」の超克を意味するかどうかについては、これまでもたびたび論じられてきた。例えば、(Lyons and Mastanduno ed. 1995) では、(Rosenau 1995) が国際的な制度の発展と国内での分権化の進行を指摘したのに対して、(Krasner 1995) は介入が国際システムの歴史のなかで恒常的な特徴であるとしている。もっとも一六四八年のウェストファリア講和条約によって近代主権国家システムが確立したという「神話」にも、近年さまざまな異論が提起されている。(Krasner 1999)、(Teschke 2003 = 2008)、(篠田2012) 等。

(42) (UN Security Council 2011c: S/RES/2016.) および (United Nations Security Council 2011d: S/RES/2017.)

義務として再確認されていた。

振り返れば、この国際規範は主権国家の責務を代補する原則として構築されてきた。二〇〇五年九月の国連世界サミット成果文書では、まず一三八項で各国家の責任が確認され、続く一三九項で国家が明らかに自国民の保護に失敗している場合に、国際共同体が負うべき責任が提示されている⁽⁴³⁾。空爆作戦を「合法化」した決議一九七三でも、文民保護への安保理の決意こそ表明されたものの、それが国際社会の「責任」として明記されることはなかった。つまりリビア介入は、主権国家がその責務を果たすことができないためにとられた一つの例外措置だったのである。冷戦期にホフマンが苦慮したように、今日も人道的介入は必要に応じて招来される例外状況にほかならない。それは国際秩序を超克するものではなく、主権国家が自国民の保護という責務を果たしえない場合に、その役割を代補する政治的行為なのである。

ただし人道的介入が例外措置であることは、必ずしも国際秩序の不変性を意味しない。カール・シュミットは、「例外は通例を裏づけるばかりか、通例はそもそも例外によって生きる (Schmitt 1922: 21 = 1971: 23)」と述べ、例外が現実の力として、反復的で硬直化した習慣的な惰性の壁を突き破ると主張していた。この洞察を現代に引き継ぐジョルジュ・アガンベンによれば、必要性に基づいた例外措置は、新たな法秩序の淵源でさえある。

……例外状況は、必要の形象であるかぎり、——革命や憲法体制の事実的設立と並んで——「非合法」ではあるが、完全に「法的で立憲的な」手続きとして現われる。そしてそれは新しい諸規範（あるいは新しい法的秩序）の生産となって具体化される。(アガンベン 二〇〇七：五六)

かつて「必要は法律を持たない *necessitas legem non habet*」という格言は、必要性のもとでは法律が拘束力を失うという意味で用いられていた。だが近代にはこの意味は反転し、必要こそが法律の究極的な基礎と源泉を構成する⁽⁴⁴⁾。

いまや例外状況は、単に法規範の欠缺に対応するために宣言されるわけではない。むしろそれは、存在する規範とその適用可能性との懸隔を明るみにさらす。「欠缺は法秩序に内在しているのではなく、法律と現実との関係、法律の適用可能性それ自体と関係したもの (アガンベン、二〇〇七：六四)」なのである。人道的介入もまた、「保護する責任」という国際規範とその現実が合致しないときに召喚される例外状況にほかならない。すなわちリビア介入は、今日の主権国家に課される国際規範とその具体的な適用可能性の懸隔を示しているのである。

すでにホフマンは、二〇〇六年にこの変化を主権概念の変化として描き出していた。

(43) (UN General Assembly 2005: A/RES/60/1)

(44) (アガンベン 二〇〇七：五六)

私たちは、国家による正統な暴力の独占の実施というヴェーバー的な主権の捉え方から、——ゆっくりと、論争を経ながら——新たな概念へ移行しつつある。国家主権は依然として広く正当化され続ける。それは、世界という舞台のうえで自国やその市民の利益を促進・保護するだけではない。それはまた深刻な暴行から他国の市民を保護する。国内では、主権は民主的な自己統治の保証や強制的で破壊的な侵害からの市民の保護によって正当化される。この概念では、純粋な権力としてではなく、一つのミッションとして主権が捉えられる。(Hoffman 2006: 95f.)

この「条件付きで限定された主権」の概念は、新たな国際社会観にも通じていく。そこでは、国際社会はもはや諸国家や諸人民の集団ではない。ホフマンは、それを人民、権利をもった諸個人、グローバルな市民社会をなす個人集団の集会的利益を表象する諸国家の複雑なネットワークとしてイメージしていた。

それゆえ今日、現実化した人道的介入は、国際秩序の原則の変容を暗示している。ただしその変容は、必ずしも国家主権に依拠する国際秩序の廃棄や、人権規範を実現する世界秩序への転換というかたちをとってはいない。そこに生じつつあるのは、人権規範の実現を「保護する責任」を通じて国家主権の責務とする新たな国際秩序である。この秩序では、通常は主権国家が果たすべき責務を代補する例外状況として人道的介入が遂行される。この点では、皮肉にもヨーロッパ公法秩序を懐古していたカール・シュミットにならって、こう言うことができる。例外こそが新たな秩序を構成する。リビア介入は、まさにこの意味で新たな国際秩序を暗示する例外状況として位置づけられるのである。

むすびにかえて——必要性という亡霊

以上、本稿では、国際秩序論のパースペクティヴから二〇一一年のリビア介入を考察してきた。今日、秩序と正義の対立というアポリアを固定化せずに、国際秩序の変容を展望することは決して不可能ではない。そこに見出されたのは、「保護する責任」を通じた国際秩序それ自体の変容であった。この秩序は、従来まで擬制されてきた無制約な国家主権ではなく、「条件付きで制限された主権」をその正統性の原則に据えている。ジョージ・ケナンは、道徳家的-法律家的アプローチを批判した点では明らかにリアリストであったが、「国民国家の定型は固定した不動のものではないし、そうするべきでもなく、またそうすることもできない」と述べ、国際秩序が絶えず変化と流動の状態にある不安定な現象であることを受容れていた。ヘドリー・ブルも認めていたように、国際秩序は決して静態的ではない⁽⁴⁵⁾。彼らが展望したように、無制

(45) 英国学派の後継者たちは、近年、歴史的調査と理論的概念化を通じて国際秩序の変容を検証している。ここでは一例として (Hurrell 2007) を参照。

約な国家主権と内政不干渉原則というこれまでの国際秩序の構成原理は必ずしも永遠不変のものではなかった。

いまや体制による大規模な残虐行為は、人道的介入を正統化するのに十分な理由とみなされつつあるように見える。主権国家に「保護する責任」を課す新たな国際規範は、そうした変化を制度化するものと言えよう。しかしそれでもなお、必要なる例外としての人道的介入は、一つのアポリアをはらんでもいることを忘れてはならない。アガンベンは、この必要性という名の亡霊を次のように描き出していた。

つまり、必要状態というのは、そこにおいては事実と法＝権利とが決定不能なものに転化してしまうようにみえる閾なのだ。例外状態においては事実が法＝権利に転換するということがこれまで効果的に言われてきたとすれば……（中略）……、その反対、すなわち、例外状態においては、法＝権利が停止され、事実へと消え去ってしまうような逆向きの運動も作用しているということもまた、真実なのである。いずれにせよ、本質的なことは、事実 (factum) と法＝権利 (ius) が互いのうちに消え去ってしまうような決定不能性の閾が生み出されるということである。(アガンベン 二〇〇七：六〇)

シュミットが飽くことなく主張したように、必要性は客観的な与件として現れるどころか、明らかに主観的判断に依拠してきた。それゆえ人権規範を実現するために国際秩序の例外状況として人道的介入を支持する者は、民主主義を維持するために独裁を擁護するのとよく似たアポリアを引き受けなければならない。規範の実現のために規範を停止するという逆説は、人道的介入においても拭い去ることのできないモラル・ディレンマとなっている。

まさにこのために、人道的介入はたびたび覇権や帝国の権力行使の嫌疑をかけられてきた。国際秩序における正統性が諸国家の合意という認知的基盤にしか立脚できない以上、介入が立憲主義の履行であるか否かの判断は、必要性とは別の規準で検証されるべきであろう。この点では、ホフマンが提案したように自治・自決の推進という人道的介入の第二の条件が決定的に重要である。人道的介入がその正統性を証明するためには、介入を受けた社会がその自治・自決の権限を行使できることが不可欠となる。

……もし戦争の正義 (jus ad bellum) や戦争における正義 (jus in bello) が介入に適用されるならば、戦争後の正義 (jus post bellum) を付け加えることが不可欠である。ここで論じてきたように、介入を行う諸大国は国民形成 (nation building) (国民を外部から作り上げることなどできない) よりも、国家建設 (state building)、諸制度の設立、一連の実践と手続きの発展をいっそう真剣に考慮する必要がある。それは、依然としてあまりにもしばしば不公正で耐え難い世界のなかに、公正で耐えうる国家を生じさせる。(Hoffman 2006: 95.)

かつてJ. S. ミルは、人々が自国政府の専制に抵抗しているとき、海外勢力がそれに支援することを認めなかった⁽⁴⁶⁾。それはそうした支援が、まさに戦っているその人々自身の自由を促進しないからである。それゆえ今日、リビア介入を立憲主義の履行とみなすためには、自治や自決を実現する「戦争後の正義」が行為遂行的に保証されねばならない⁽⁴⁷⁾。ここにおいて、人道的介入の国際的次元はその国内的次元へと再接続される。冒頭で確認したように、リビア介入は国内の権力闘争—政府と人民の関係の再編成—国際的な紛争のアマルガムであった。これらの局面は理論的には分離できても、現実には混ざり合っている。そのため、民主主義を守護する独裁と同じく人道的介入の正統性もまた、それがいかに現地の人々の自治や自決を促進するかによって審査される必要がある。結局、規範のために規範を停止する例外状況の正統性は、その後の常態への復帰にかかってくるのである。

こうしてみると、ここに浮かび上がってきた国際秩序の変容は、現代の社会秩序の重層化と摩擦を示唆している。シリア情勢をめぐる国際社会の対応が大国間の不合意によって進まない現在、人道的介入を世界秩序の到来であるとして言祝ぐのは、あまりに時期尚早であろう。「ミネルヴァの梟は迫りくる夕闇とともにようやく飛翔を開始する」と述べたヘーゲルは、現実が成熟してはじめて理念的なものが実在すると宣告した⁽⁴⁸⁾。リビア介入という一つの事件を通じて国際秩序の変容を展望した本稿もまた、この制約を免れない。人道的介入は、立憲型秩序/覇権型秩序と国際秩序/世界秩序の対立軸のなかで、依然として不分明な例外状況の位置を占めている(図1)。国際秩序を考察する政治哲学は、これからも、あるべき秩序像と可能なふるまいとの緊張関係のなかで、その正統性と有効性を問い続けなければならない。

本研究は、科学研究費補助金基盤研究(B)「国際規範の競合と複合化についての比較研究」(課題番号:20330034)の成果の一部である。

(46) (Mill 1859) ただしミルは人民の抵抗の対象が海外政府による圧制である場合や、海外勢力の支援を受けている自国政府の場合には、不干渉の原則が適用されないと述べていた。

(47) 「戦争への正義*jus ad bellum*」「戦争における正義*jus in bello*」に比べ、「戦争後の正義*jus post bellum*」の歴史はまだ浅い。一般には、①権利の保護、②和平合意プロセスにおける比例性と公開性、③指導者・軍人・民間人の区別、④指導者・兵士等の犯罪者の処罰、⑤国家の自主再建のための補償、⑥非軍事化と政治的復興が提示されることが多い。特に第一の権利の擁護には、i) 生命と自由に関わる人権の保障、ii) 主権と領土についての共同体への権利付与の双方が含まれている。(高橋 二〇一)を参照。

(48) (ヘーゲル 一九九一:一一八)

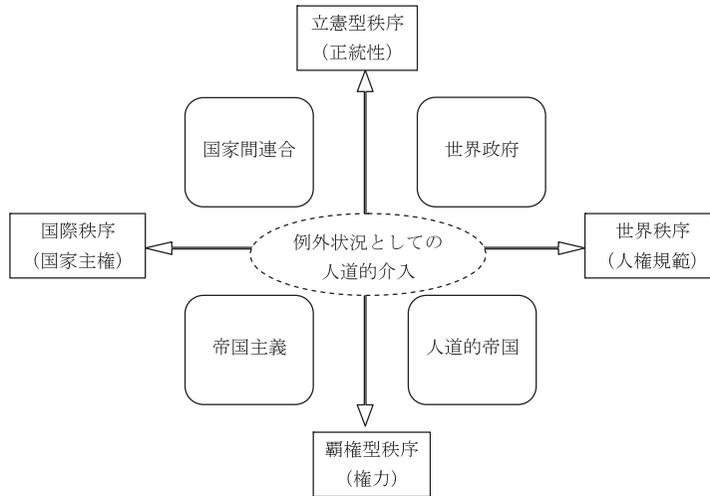


図1 国際秩序をめぐる対立軸

(筆者作成)

参考文献

アガンベン、ジョルジョ (二〇〇七) 『例外状態』 (上村忠男・中村勝己訳) 未來社。

大竹弘二 (二〇〇九) 『正戦と内戦：カール・シュミットの国際秩序思想』 以文社。

キッシンジャー、ヘンリー A. (二〇〇九) 『回復された世界平和』 (伊藤幸雄訳) 原書房。

ギデンズ、アンソニー (二〇〇〇) 『社会学の新しい方法規準 [第二版]: 理解社会学の共感的批判』 (松尾精文・小幡正敏・藤井達也訳) 而立書房。

篠田英朗 (二〇一二) 『「国家主権」という思想：国際立憲主義への軌跡』 勁草書房。

高橋良輔 (二〇〇三) 「権威と正当性」 添谷育志・押村高編 (二〇〇三) 『アクセス政治哲学』 日本経済評論社、五一―七四頁。

——— (二〇一一) 「国際秩序観の変容：絡み合う戦争と平和」 小田川大典・五野井郁夫・高橋良輔編 『国際政治哲学』 ナカニシヤ出版、五一―五頁。

パスカル (一九九〇) 『パンセ』 (由木康訳) 白水社。

ベイツ、チャールズ (一九八九) 『国際秩序と正義』 (進藤榮一訳) 岩波書店。

ベイン、ウィリアム (二〇〇七) 「秩序と正義の相克：H・ブルの問題設定再考」 (高橋良輔訳) 『思想』 第九九三号、四六一―六四頁。

ヘーゲル、G. W. F. (一九九一) 『法権利の哲学：あるいは自然的法権利および国家学の基本スケッチ』 (三浦和男ほか訳) 未知谷。

ホブズ (一九五四) 『リヴァイアサン (一)』 (水田洋訳) 岩波文庫。

ロック (一九六八) 『市民政府論』 (鶴飼信成訳) 岩波文庫。

Aron, Raymond (1966), *Peace and War: A Theory of International Relations*, Richard Howard and Annette Baker Fox trans., Robert E. Krieger Publishing Company.

Barnett, Michael (2011), *Empire of Humanity: A History of Humanitarianism*, Cornell University Press.

Bull, Hedley (1977), *The Anarchical Society: A Study of Order in World Politics*, Macmillan Press. (白杵英一訳)

- (二〇〇〇) 『国際社会論：アナキカル・ソサイエティ』 岩波書店)
- Clark, Ian (1999), *Globalization and International Relations Theory*, Oxford University Press. (滝田賢治訳 (二〇一〇) 『グローバリゼーションと国際関係論：グレート・ディヴァイドを超えて』 中央大学出版部)
- Clark, Ian (2005), *Legitimacy in International Society*, Oxford University Press.
- Douzinas, Costas (2007), *Human Right and Empire: The political philosophy of cosmopolitanism*, Routledge-Cavendish.
- Hurrell, Andrew (2007), *On Global Order: Power, Values and the Constitution of International Society*, Oxford University Press.
- Foot, Rosemary, John Lewis Gaddis and Andrew Hurrell ed. (2003) *Order and Justice in International Relations*, Oxford University Press.
- Hardt, Micahel and Antonio Negri (2000), *Empire*, Harvard University Press. (水嶋一憲・酒井隆史・浜邦彦・吉田俊実訳 (二〇〇三) 『<帝国>：グローバル化の世界秩序とマルチチュードの可能性』 以文社)
- Habermas, Jürgen (2004), *Der gespaltene Westen: kleine Politische Schriften X*, Suhrkamp. (大貫敦子・木前利秋・鈴木直・三島憲一訳 (二〇〇九) 『引き裂かれた西洋』 法政大学出版局)
- Hoffmann, Stanley (1981), *Duties beyond Borders: On the Limits and Possibilities of Ethical International Politics*, Syracuse University Press. (寺澤一監修/最上敏樹訳 (一九八五) 『国境を超える義務：節度ある国際政治を求めて』 三省堂)
- (1986), “Hedley Bull and His Contribution to International Relations,” *International Affairs* Vol. 62, No. 2 (Spring 1986), pp. 179-196. (中本義彦編訳 (二〇一一) 「ヘドリー・ブルとその国際関係論への寄与」 『スタンレー・ホフマン 国際政治論集』 勁草書房、二一七—二四六頁)
- (1992), “Delusions of World Order,” *New York Review of Books*, Vol. 39. No. 7 (April 9, 1992), pp. 37-43. (「世界秩序の迷妄」 『スタンレー・ホフマン 国際政治論集』、三九—四一〇頁)
- (1995), “Dreams of a Just World,” *New York Review of Books*, Vol. 42. No. 17 (November 2, 1995), pp. 52-56. (「理想的な世界——ジョン・ロールズの「諸人民の法」をめぐる」 『スタンレー・ホフマン 国際政治論集』、二四七—二七四頁)
- (2006), “Intervention, Sovereignty and Human Rights,” in *Chaos and Violence: What Globalization, Failed States and Terrorism Mean for U. S. Foreign Policy*, Rowman & Littlefield, pp. 89-96.
- Ignatieff, Michael (2003), *Empire Lite: Nation-Building in Bosnia, Kosovo and Afghanistan*, Vintage. (中山俊宏訳 (二〇〇三) 『軽い帝国：ボスニア、コソボ、アフガニスタンにおける国家建設』 風行社)
- Ikenberry, G. John (2001), *After Victory: Institutions, Strategic Restraint, and the Rebuilding of Order after Major Wars*, Princeton University Press. (鈴木康雄訳 (二〇〇四) 『アフター・ヴィクトリー：戦後構築の論理と行動』 NTT出版)
- Kennan, Geroge F. (1984), *American Diplomacy Expanded Edition*, The University of Chicago Press. (近藤晋一・飯田藤次・有賀貞訳 (二〇〇〇) 『アメリカ外交五〇年』 岩波現代文庫)
- Krasner, Stephen D. (1995), “Sovereignty and Intervention,” in Lyons and Michael Mastanduno ed. (1995), *Beyond Westphalia?*, pp. 228-249.
- (1999), *Sovereignty: Organized Hypocrisy*, Princeton University Press.
- Lyons, Gene M. and Michael Mastanduno ed. (1995), *Beyond Westphalia?: State Sovereignty and International Intervention*, The Johns Hopkins University Press.
- (1995), “State Sovereignty and International Intervention: Reflections on the Present and Prospects for the

- Future,” in Lyons and Mastanduno ed. (1995), *Beyond Westphalia?*, pp. 250–265.
- Mill, John Stuart (1859), “A Few Words on Non-Intervention,” in *Foreign Policy Perspectives* No. 8. (<http://www.libertarian.co.uk/lapubs/forep/forep008.pdf>)
- Rawls, John (1999), *The Law of Peoples with “The Idea of Public Reason Revisited,”* Harvard University Press. (中山竜一訳 (二〇〇六) 『万民の法』 岩波書店)
- Rosenau, James N. (1995), “Sovereignty in a Turbulent World,” in Lyons and Mastanduno ed. (1995), *Beyond Westphalia?*, pp. 191–227.
- Schmitt, Carl (1921), *Die Diktatur: Von den Anfängen des modernen Souveränitätsgedankens bis zum proletarischen Klassenkampf*, Duncker & Humblot. (田中浩・原田武雄訳 (一九九一) 『独裁：近代主権論の起源からプロレタリア階級闘争まで』 未来社)
- (1922), *Politische Theologie*, Duncker & Humblot. (田中浩・原田武雄訳 (一九七一) 『政治神学』 未来社)
- (1950), *Der Nomos der Erde: im Völkerrecht des Publicum Europaeum*, Duncker & Humblot. (新田邦夫訳 (二〇〇七) 『大地のノモス：ヨーロッパ公法という国際法における』 慈学社出版)
- Teschke, Benno (2003), *The Myth of 1648: Class, Geopolitics and the Making of Modern International Relations*, Verso. (君塚直隆訳 (二〇〇八) 『近代国家体系の形成』 桜井書店)
- United Nations General Assembly (2005), “World Summit Outcome,” 24. October 2005.
- United Nations Human Rights Council (2011), “S-15/1. Situation of human rights in the Libyan Arab Jamahiriya,” 25 February 2011.
- United Nations Security Council (2006a), “Resolution 1674: Protection of civilians in armed conflict,” 28 April 2006.
- (2006b), “Resolution 1738: Protection of civilians in armed conflict,” 23 December 2006.
- (2011a), “Resolution 1970: Peace and security in Africa,” 26 February 2011.
- (2011b), “Resolution 1973: The situation in Libya,” 26 February 2011.
- (2011c), “Resolution 2016: The situation in Libya,” 27 October 2011.
- (2011d), “Resolution 2017: The situation in Libya,” 31 October 2011.
- Weber, Max (1921), *Soziologische Grundbegriffe*, J. C. B. Mohr. (清水幾太郎訳 (1972) 『社会学の根本概念』 岩波文庫)